

◎新潟県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年4月7日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市 大潟あさひ土地改良区	大吐川	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	令和2年2月5日